

基本構想

第1章 総合計画とは	
第1節 総合計画策定の目的	6
第2節 総合計画の構成及び期間	7
第3節 総合計画策定の視点	8
第2章 総合計画策定の背景	
第1節 社会潮流	9
第2節 河内長野市の現況	12
第3節 各種調査結果から見る市民意識	20
第4節 河内長野市の主な課題	22
第3章 まちづくりの基本理念及び将来都市像	
第1節 まちづくりの基本理念	26
第2節 将来都市像	27
第4章 将来人口と都市空間の基本的な考え方	
第1節 将来人口	28
第2節 都市空間の基本的な考え方	29
第5章 将来都市像の実現に向けたまちづくり	
第1節 政策の体系	32
第2節 まちづくりの方向とまちづくりを支える政策	33
第6章 計画の推進に向けて	
第1節 進行管理の仕組み	42
第2節 計画推進の体制	43

第1章 総合計画とは

第1節 総合計画策定の目的

総合計画は、長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。

本市では、平成18年度からの10年間を計画期間とする「河内長野市第4次総合計画」に基づき、「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をめざすべき将来都市像としてまちづくりを進めてきました。

この間、日本の総人口は減少局面を迎え、本市では人口減少と少子・高齢化の同時かつ急速な進行により、労働力の中心を担う生産年齢人口(15～64歳)は大きく減少しています。

また、平成23年3月の東日本大震災以降、安全・安心な生活の確保や、地域・家族とのつながり・絆を求める声の増加、環境面に配慮したまちづくりへの関心の高まりなど、社会経済情勢や人びとの意識は変化しており、まちづくりは大きな転換期を迎えています。

このような状況の中、市民の行政に対するニーズはより一層多様化・高度化し、画一的な行政運営では対応が困難となっています。

本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、これまで以上に長期的な視点に立った効果的・効率的な行政運営が求められるとともに、市民と行政が力を合わせてまちづくりを進める上で、めざすべき新たな将来都市像を共有することが必要となります。

これらを踏まえ、第4次総合計画から引き継ぐ課題への対応を含め、平成28年度以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、第5次総合計画(以下「本計画」)を策定します。

【本市の総合計画の変遷】

本市の魅力として市民に浸透している「緑(自然)」は、第1次から第4次までの総合計画に共通したまちのイメージとして引き継がれています。

一方で、キーワードとして第1次から第2次では「健康」、第3次からは「歴史と文化」、第4次からは「みんなで創る(協働¹)」を加えるなど、時代の変遷に合わせた将来都市像を描きながら総合計画を策定してきました。

■これまでの総合計画の期間と将来都市像

第1次：昭和45年～60年 「緑の健康都市」

第2次：昭和60年～平成7年 「潤いと活気のある緑の健康都市」

第3次：平成8年度～17年度 「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」

第4次：平成18年度～27年度 「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」

¹ 協働：それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること。

第2節 総合計画の構成及び期間

総合計画全体の構成及びそれぞれの期間については、以下のとおりとします。

1. 構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画(地域別計画含む)」及び「実施計画」により構成します。

2. 期間

(1)「基本構想」 10年間(平成28年度～平成37年度)

市民・関係団体・事業者・行政などすべての主体が共有する本市の将来都市像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの指針となるものです。

(2)「基本計画」 前期 5年間(平成28年度～平成32年度)

後期 5年間(平成33年度～平成37年度)

①分野別計画

基本構想を実現するための手段・方法として、まちづくりの分野ごとに施策の体系を示すものです。

10年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、社会経済情勢や財政状況の変化などに対応するため、取り組んでいく施策の内容については5年で見直しを行います。

②地域別計画

地域の特性を活かした、より地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、小学校区ごとの主にソフト面²のまちづくりの方針を示すものです。

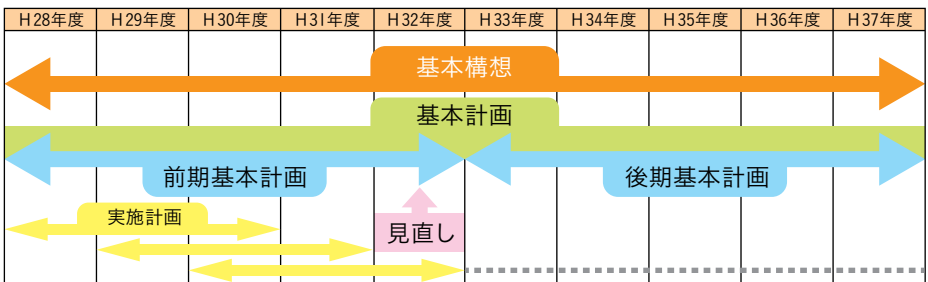
10年後のめざすべき地域の姿の実現に向け、市民が主体的に行う取り組みや、市民と行政が協働して行う取り組みなどを示します。

なお、地域の状況を確認しながら、必要に応じて5年で見直しを行います。

(3)「実施計画」 3年間

3年を1期として策定し、社会情勢の変化などに対応するため1年ごとに見直しを行います。

■計画の期間



²ソフト面：人材・技術・情報など無形のものに関すること。

第3節 総合計画策定の視点

社会経済情勢の変化や本市が直面する課題に的確に対応するため、本計画は以下の4つの視点に基づき、策定しています。

1. 社会潮流に対応した総合計画

人口減少や少子・高齢化、環境への意識の高まりなど、社会潮流が本市にもたらす影響を的確に把握し、これに対応した計画とします。

2. 経営の視点を重視した実効性のある総合計画

地域資源³の有効活用や、施策の選択と集中⁴など、経営の視点により、基本計画、実施計画及び予算の連動性を強め、財政見通しを踏まえた実効性のある計画とします。

3. 市民と共につくる総合計画

策定にあたっては、様々な形で市民が参画できる機会を設け、まちの将来都市像を共有するとともに、地域住民が主体となって地域ごとのまちづくりの方針を定める計画とします。

4. 分かりやすい総合計画

実現可能で明確な目標のもとに、評価や成果の視点を重視した計画体系を構築するとともに、行政評価システム⁵の活用などにより、達成度を明確に把握できる計画とします。

また、簡潔で要点を押さえた表現や、見やすい紙面構成などにより、分かりやすい計画とします。

³ 地域資源：自然資源だけでなく、人的、歴史・文化的な資源など、地域に存在する特徴的なものを資源として活用できるものと捉えた総称。

⁴ 選択と集中：特定分野・領域を選択し、資源を集中的に投入すること。

⁵ 行政評価システム：行政活動に目標の明確化、投入コストの明確化、成果指標の設定などを取り入れ、事務事業、施策、政策に対する評価を行い、改善につなげていく仕組み。